

オークション出品代行契約書

平成 年 月 日

甲：委託者		乙：受託者	
ご住所		〒270-1424 千葉県白井市堀込2丁目1番1棟402号	
ご氏名 様 印	電話番号	合資会社 中古車情報館	
ご勤務先名	ご勤務先電話番号	047-492-6761	

甲は、別紙約款に従い、下記1の契約車両を、乙または乙が指定する会社に引渡し、乙に対し、オートオークションに契約車両を出品する業務を委託することに合意した。

乙は、これを受託するものとし、オートオークションで下記3の甲の最低希望額以上で当該車両が落札された場合、甲に対し、落札日翌日から10日後に落札価格・消費税・リサイクル料金から下記4の手数料・消費税を差し引き、下記5の甲指定の口座に振込むことにより支払うことに合意した。

1. 契約車両

車名		年式	平成 年
グレード		車検期限	
車台番号		走行距離数	約 万KM
車両状態	修復歴・冠水歴	あり ・ なし	左記についての補足、 その他不具合など
	レンタカー歴	あり ・ なし	
	メーター巻き戻し	あり ・ なし	
	メーター交換	あり ・ なし	
	色替え	あり ・ なし	
	走行上の不具合	あり ・ なし	
	交通違反金の滞納	あり ・ なし	

2. 引渡し日時・場所

日付		時間		場所	
----	--	----	--	----	--

3. 最低落札希望額

円

4. 乙の手数料、その他諸費用（消費税抜き）

オークション出品代行手数料（成約時のみ）	25,000円
陸送費	0円
オークション会社への出品料（出品の都度かかります）	円
オークション会社への再出品手数料（再出品の都度かかります）	1,000円
オークション会社への成約料（成約時のみ）	円

お申込金10,500円は、ご成約時にはオークション出品代行手数料に充当し、キャンセル時には事務手数料に充当するものといたします。

5. 振込先口座

金融機関名	支店名	種類（当座・普通）	口座番号	口座名義(カカナ)

約 款

甲：委託者		乙：受託者	
ご住所		〒270-1424 千葉県白井市堀込2丁目1番1棟402号	
ご氏名 印	電話番号	合資会社 中古車情報館 047-492-6761	

<引渡書類>

第1条 甲は、オークション出品代行契約書記載の車両（以下車両といいます）の登録名義の変更手続に必要な書類、及び甲が指定する付属品全てを、車両のオークション日前日までに、乙あてに送付するものとします。

<落札価格証明書>

第2条 乙は、オークション成約日から3日以内に、落札価格証明書となるオークション会社発行の計算書を、甲あてにFAXまたはメールにて送付するものとします。尚、乙がオークション会社発行の計算書を偽造した場合、落札価格の2倍の現金を、甲に対し、支払うものとします。

<自賠責保険料>

第3条 車両に車検残がある場合、次回車検時までの自賠責保険料は、甲の責任において完納されていることを前提とします。万一、完納されていない場合は、未払分は甲の負担とします。

2 オークション落札価格には、自賠責保険料未経過相当額を含むものとします。

<自動車税>

第4条 車両の当該年度の自動車税は、甲の責任において完納されていることを前提とします。万一、完納されていない場合は、未払分は甲の負担とします。また、普通車で落札店が抹消登録した場合は、名義変更を行った翌月から3月までの自動車税が、税務署から甲に還付されます。落札店が名義変更をした場合は、名義変更を行った翌月から3月までの自動車税を当店がお支払いいたします。名義変更が完了するまでの自動車税は、甲が負担するものとします。（軽自動車の場合、自動車税は還付されません）

また、落札店が名義変更を行った後で、落札日と同年度中に抹消登録された場合、抹消登録が行われた日の翌月から3月までの自動車税が、税務署から甲に還付されます。（これにより、甲は二重に自動車税を受け取ることとなります）甲が二重に受け取る分の自動車税は、乙が抹消登録証明書のコピーを添付した上で甲に請求します。甲は、乙から自動車税を請求された場合は、自動車税の還付通知を受け取る前であっても、請求された日から7日以内に乙指定の口座に振り込むものとします。（このようなケースは非常に稀です。また、期日内にお振込みいただけない場合は、1日ごとに100円の遅延損害金と、ご請求に関してかかった費用の実費を申し受けさせていただきます。）

<車両の名義変更>

第5条 車両に車検残がある場合、車両の名義変更は、落札後3ヶ月以内に行うものとします。これを過ぎた場合、乙は甲に対し、7日ごとに1万円の違約金を支払うものとします。（抹消出品の場合、登録の期限はありません）

<誠実な申告>

第6条 甲は乙に対し、オークション出品代行契約書中の車両状態につき、誠実に申告するものとします。また、その他重要事項がある場合も、必ず乙に対し、誠実に申告するものとします。万一、虚偽の申告、申告漏れ、交通違反金の滞納、クレーム期間中に不具合が発生した場合などは、甲はそれにより発生する問題につき、オークション会社の裁定に従っていただくなど、一切の責任を負うものとします。

甲：委託者		乙：受託者
ご住所		〒270-1424 千葉県白井市堀込2丁目1番1棟402号
ご氏名 様 印	電話番号	合資会社 中古車情報館 047-492-6761

<担保権等の処理>

第7条 車両について、本契約締結後に抵当権等の担保権の設定または差押等の事実が判明した場合には、甲の責任において、直ちに担保権または差押等の解除の処理を行うものとします。

<オークションで成約とならなかった場合>

第8条 車両が、オートオークションにおいて、甲の最低希望額に達せず、成約とならなかった場合、乙は一切責任を負わないものとします。

<契約の撤回>

第9条 甲はお申込の意思表示後、オートオークションの2日前までであれば、オークション出品代行契約を撤回することができるものとします。但し、その場合、甲は陸送費・オークション出品料・オークション事務手数料（10,500円）などを負担するものとします。

<搬送中の事故など>

第10条 陸送会社が、オークション会場に車両を搬送する途中、また保管している間に、車両に損傷を与えた場合、陸送会社が加入する損害保険により、その損害を賠償するものとします。
これに対し、甲は一切異議を述べないこととし、乙は一切責任を負わないものとします。

<オークション会場に搬入後の事故など>

第11条 オークション会場に車両を搬送した後、部品の盗難、車両に大きな損傷を受けた場合は、オークション会場の対応に従うものとします。
これに対し、甲は一切異議を述べないこととし、乙は一切責任を負わないものとします。

<オークション会社の検査員が記載する車両状態図、評価点について>

第12条 甲は、オークション会社の検査員が記載する車両状態図、評価点について、乙またはオークション会社に対し、クレームをすることはできないものとします。
これに対し、甲は一切異議を述べないこととし、乙は一切責任を負わないものとします。

<不可抗力等>

第13条 天災地変、戦争、内乱、内外の法令の改廃・制定、公権力の処分、ストライキ、経済情勢の著しい変動、パニックその他不可抗力により、車両が損傷を受けた場合、あるいは本契約の履行不能または遅延が生じたときは、乙は一切責任を負わないものとします。
これに対し、甲は一切異議を述べないものとします。

<紛争が生じた場合>

第14条 万一、甲乙間で紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることとします。
これに対し、甲は一切異議を述べないこととします。